

平成 19 年 1 月 30 日

各 位

大阪府吹田市江の木町 17 番 1 号江坂全日空ビル 8F
株 式 会 社 ア ク ロ ス
代 表 取 締 役 社 長 原 田 健 一
(コード番号：3072 名証セントレックス)
問 合 せ 先 : 取 締 役 管 理 本 部 長
田 代 亨
(TEL 06-6339-8400)

公募新株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 19 年 1 月 30 日開催の当社取締役会において、当社株券の株式会社名古屋証券取引所セントレックスへの上場に伴う公募新株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募新株式発行の件

- | | |
|------------------------------|---|
| (1) 募 集 株 式 数 | 普通株式 1,000 株 |
| (2) 払 込 金 額 | 未定(平成 19 年 2 月 13 日開催予定の取締役会で決定)
ただし、引受価額(引受人より当社に支払われる金額)が
会社法上の払込金額を下回る場合は、本株式募集を中止す
るものとする。 |
| (3) 増加する資本金及び
資本準備金に関する事項 | 平成 19 年 2 月 22 日に決定される予定の引受価額を基礎と
し、会社計算規則第 37 条第 1 項に基づき算出される資本
金等増加限度額の 2 分の 1 相当額を資本金に計上し、残額
を資本準備金とする。 |
| (4) 発 行 価 格 | 未定(払込金額決定後、払込金額以上の価格で仮条件を提示
し、当該仮条件により需要状況等を勘案の上、平成 19 年
2 月 22 日に決定される予定) |
| (5) 募 集 方 法 | 発行価格による一般募集とし、IPO 証券株式会社、SBI イ
ー・トレード証券株式会社、東洋証券株式会社、東海東京
証券株式会社、エース証券株式会社、K O B E 証券株式会
社、NIS 証券株式会社、エイチ・エス証券株式会社、丸八
証券株式会社、ばんせい証券株式会社、及び藍澤証券株式
会社に全株式を買取引受させる。 |
| (6) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価
格と引受価額(引受人より当社に支払われる金額)との差
額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (7) 申 込 期 間 | 平成 19 年 2 月 26 日(月曜日) から
平成 19 年 3 月 1 日(木曜日) まで |

ご注意：この文章は当社の公募新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (8) 申込株数単位 1株
- (9) 払込期日 平成19年3月2日(金曜日)
- (10) 株券受渡期日 平成19年3月5日(月曜日)
- (11) 払込金額及びその他この新株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (12) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出しの件

- (1) 売出株式数 普通株式 1,000株
- (2) 売出価格 未定(平成19年2月22日に決定される予定)
- (3) 売出人及び
売出株式数 大阪府大阪市城東区今福南三丁目2番3号
原田 健一 1,000株
- (4) 売出方法 売出価格による一般向けの売出しとし、IPO証券株式会社に全株式を買取引受させる。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額(引受人より売出人に支払われる金額)との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (7) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (8) 株券受渡期日 上記1.における株券受渡期日と同一とする。
- (9) その他本株式売出しに関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記1.の公募による新株式の発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

以上

ご注意：この文章は当社の公募新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 募集並びに売出しの概要

- (1) 募集株式数及び売出株式数
- | | | |
|-------|------|--------|
| 募集株式数 | 普通株式 | 1,000株 |
| 売出株式数 | 普通株式 | 1,000株 |
- (2) 需要申告期間 平成19年2月15日(木曜日)
平成19年2月21日(水曜日)
- (3) 価格決定日 平成19年2月22日(木曜日)
- (4) 申込期間 平成19年2月26日(月曜日)から
平成19年3月1日(木曜日)まで
- (5) 株券受渡期日 平成19年3月5日(月曜日)

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	12,000株
公募増資による増加株式数	1,000株
公募増資後の発行済株式総数	13,000株

3. 調達資金の用途

今回の公募新株発行により調達する手取概算額 88,000 千円については、全額を設備投資に充当する予定であります。

(注) 手取概算額は、有価証券届出書提出時における想定発行価格(100,000円)を基礎として、算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。

現在、当社は成長過程にあると考え、一層の業容の拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると認識しております。このことから創業以来配当は実施しておりませんが、今後につきましては、事業展開に備えるため、内部留保の充実などを勘案して総合的に判断し、決定する方針であります。

(2) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、事業の効率化及び出店等の事業拡大のための投資等に充当する予定であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の公募増資後、経営成績及び財政状態を勘案しながら配当による株主還元策について、検討していく予定であります。なお、現時点において具体的内容は決定しておりません。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成16年5月期	平成17年5月期	平成18年5月期
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△60,845.33円	△384,292.69円	18,211.98円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	－円 (－)	－円 (－)	－円 (－)
実績配当性向	－%	－%	－%
株主資本当期純利益率	－%	－%	－%
株主資本配当率	－%	－%	－%

ご注意：この文章は当社の公募新株発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する「新株発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(注)1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 平成18年5月期の株主資本当期純利益率につきましては、平成17年5月期の株主資本がマイナスのため記載しておりません。

3. 当社は平成17年9月30日付けをもって株式1株を10株に分割しております。そこで、名古屋証券取引所の引受担当責任者宛通知「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）の作成上の留意点について」（平成18年5月2日付名証自規G第15号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、平成16年5月期の数値につきましては、監査法人イー・アイ・シーの監査を受けておりません。

	平成16年5月期	平成17年5月期	平成18年5月期
1株当たり当期純利益	△6,084.53円	△38,429.27円	18,211.98円
又は当期純損失（△）			
1株当たり配当金	－円	－円	－円
（1株当たり中間配当金）	（－）	（－）	（－）

5. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社名古屋証券取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。

需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文章は当社の公募新株発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。